漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第1項第8号に規定する固定式刺し網漁業(磯建網漁業)につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年 (2022 年) 7 月 21 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し 網漁業	磯建網漁業	有共第 19 号 共同漁業権漁 場内	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	 宇土市戸口町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	磯建網漁業	有共第 20 号 共同漁業権漁 場内	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 宇城市三角町大田尾に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年(2022年)7月22日から令和4年(2022年)7月26日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)9月1日から令和7年(2025年)8月31日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、600メートルを超えてはならない。
 - ウ 網丈は、5メートルを超えてはならない。
 - エ 網目は、15センチメートルにつき7ふし(両端を含む)以下でなければならない。
 - オ 日没時から日出時まで操業してはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。